

民間関係者における 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした風しん・麻しんに関する特別対策の実施について

本年 8 月 1 日に策定された「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、大会成功のため風しん・麻しんに関する特別対策を実施することとされており、公共交通事業者は「訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者」に該当するため、年齢層及び予防接種歴等に応じた予防接種の受診の推奨等、風しん・麻しんの感染リスク低下に向けて取り組むこととなっております。

なお、令和元年 4 月時点で 40 歳から 57 歳の男性については、厚生労働省が実施する風しん対策のクーポン事業を活用し、抗体検査・予防接種を受けることができます。

つきましては、本対策の趣旨をご理解いただき、下記について積極的に取り組んで頂くようお願い致します。

記

- ① 日常的に訪日外国人と接する機会のある者のうち、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者について、クーポン事業を活用した抗体検査・予防接種の実施を促す
- ② 日常的に訪日外国人と接する機会のある者に対し、風しん・麻しんの罹患歴、予防接種歴の確認し、その結果を踏まえ、MR ワクチンの予防接種の実施を促す
- ③ 日常的に訪日外国人と接する機会のある業務について、30 歳未満の者や罹患歴等の確認ができた者を、従事させるよう努める
- ④ 手洗いの励行等風しん・麻しんの感染リスク低減に向けて取り組む